



お知らせカレンダー

No. 1801 【 7月25日 発行 】

令和6年7月29日 ～ 令和6年8月11日 (令和6年6月30日現在)

編集・発行 総務企画課

世帯数 2,670 世帯

人口 5,069 人

男: 2,483 人

女: 2,586 人



日	曜日	予定行事名等	時間	場所	主催
29	(月)				
30	(火)				
31	(水)				



日	曜日	予定行事名等	時間	場所	主催
1	木				
2	金				
3	土	厚生連健診	受診票参照	砂美地来館	保健センター
4	日	厚生連健診	受診票参照	砂美地来館	保健センター
5	月	厚生連健診	受診票参照	砂美地来館	保健センター
6	火	厚生連健診	受診票参照	砂美地来館	保健センター
7	水	厚生連健診	受診票参照	砂美地来館	保健センター
8	木				
9	金				
10	土	サンゴ祭り	18:00~21:00	茶花海岸	サンゴ祭実行委員会
11	日	サンゴ祭り	18:00~21:00	茶花海岸	サンゴ祭実行委員会

与論島の元気が出る場所マップ成果報告会の開催のお知らせ

開催日時：7月29日（月） 11:00～

開催場所：与論町役場1階多目的ホール

参加自由

講師：鹿児島大学医学部保健学科 保健学博士 山下 亜矢子 氏

開催概要：昨年度、鹿児島大学医学部保健学科の研究室が島内の伝統文化や

現存する精神保健福祉に関するリソースを調査し、「与論島の元気が出る場所マップ」を作成しました。

その調査研究結果を地域へ還元するために、今回の成果報告会を開催いたします。

※参加者には、「与論島の元気が出る場所マップ」を配布いたします！

(数には限りがございます。)

問合せ先：与論町役場総務企画課 北村 TEL: 0997-97-3111

ヨロン・沖縄北部地域交流イベント

パイン・フルーツまつり

ヨロン・国頭村姉妹都市盟約記念をはじめとした、沖縄北部地域との交流イベントとしてパイン・フルーツ祭りを開催します！
本場やんばる産のパインアップルをはじめ、ヨロン産のパインアップルもお楽しみいただけます♪皆様のご来場をお待ちしております！

令和6年8月10日(土) 10:00～14:00

パインアップル・その他フルーツ直売会、フルーツ苗木販売、
飲食、加工品販売、ミニゲーム等

※無くなり次第終了となりますので、予めご了承下さい。

【場 所】 旧役場庁舎跡地

【お問い合わせ】

ヨロン・沖縄北部連携推進協議会

産業部会(事務局役場産業課) Tel: 97-4924

畜産関係補助事業の募集について

(畜産粗飼料増産事業)

○募集期間 随時(予算満了次第終了)

○必要書類 見積書、申請書類一式(産業課にあります)

事業内容：かん水器具購入費の3分の2以内もしくは30万円を上限に助成。
(スプリンクラー、散水用ポンプ、散水用ホース、ローリータンク等)

※動力噴霧器、工事費は対象外。総事業費5万円以上のものが対象となります。

※かん水量の目安は降雨がない時で、週1回、10t/10a。

※適正な施肥量は、尿素で11kg/10aとなっていますので、適度なかん水と
適正な施肥でコスト削減をおこない粗飼料増産に努めましょう。

【お申込み・お問合せ先】与論町役場産業課 97-4924 (担当：境)

笑顔いっぱいカフェ☆ きらきら ☆のご案内

誰もが気軽に参加できる集いの場です。みんなでレクリエーションや語らいをたのしみながら、「認知症になっても安心して暮らせる与論」につながればとの思いを込めて活動を行っています。

日時：R6年7月27日(土) 午後2時～(1時間程度)

場所：与論町役場1F多目的ホール

どなたでもお気軽にご参加ください！ 重久 悦子(認知症地域支援推進員)

問い合わせ先：地域包括支援センター 電話：0997-97-3112

離島地域子ども通院費等支援事業費補助金について

◎令和6年4月1日以降に島内の医療機関にて治療等を受ける事が出来ないと診断された児童（18歳到達後の最初の3月31日まで）及び付添者1名の旅費が対象です。

◎助成を受けるには申請が必要です。

役場町民生活課にて申請をお願いいたします。

◎申請に必要なもの

1. 印鑑
2. 通帳
3. 離島地域子ども通院費等支援事業に係る証明書（担当医の署名が必要）
（与論町ホームページからダウンロード頂くか、町民生活課へお越し下さい）
4. 旅費に係る領収書（宿泊費・交通費）
宿泊費上限は1泊1名5,000円（1回の通院につき2泊まで）
（交通費上限は鹿児島市（鹿児島本港）までの離島割引運賃適用後の船賃又は鹿児島空港までの離島割引運賃適用後の航空機運賃）
※県外の場合は上記を補助上限とします。
合計した旅費の3分の2を交付額とします。

【問い合わせ先】 与論町役場 町民生活課 光 97-4930

「鹿児島県出身沖縄戦没者追悼式」参列遺族の募集

鹿児島県出身沖縄戦没者追悼式への参列を希望される御遺族を募集します。

- 期 日 令和6年11月14日（木）
※ 前日からの団体行動になります。
- 場 所 鹿児島霊園（沖縄県糸満市平和祈念公園内（摩文仁の丘））
- 対 象 者 沖縄及び沖縄近海での戦闘で戦没した方の配偶者及び三親等内の御遺族
- 申込期間 令和6年8月1日（木）～8月30日（金）
- 募集人数 7人（鹿児島県内全市町村で）
※ 申込み多数の場合は、選考となります。
- 申 込 先 与論町役場町民生活課
- 問合せ先 県庁社会福祉課 電話 099（286）2828
与論町役場町民生活課 電話 0997（97）4930



国民健康保険税は 年度ごと、世帯ごとに決められます！

※年度とは、4月から翌年3月までのことです。

都道府県が、各市区町村の所得水準や年齢構成に応じた医療費水準などを考慮して、市区町村ごとの標準保険税率を算定します。都道府県が算定した標準保険税率を参考に、市区町村が下の項目ごとに保険税率（額）を決定します。令和6年度の与論町の国民健康保険税率は下記のとおりです。ご自身の国民健康保険税額算出の参考にしてください。

1世帯の保険税

※医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分の保険税の上限額（賦課限度額）は別々に決められています。

これらの合計が1世帯の保険税額となります。

所得割

世帯の被保険者の所得に応じて計算

医療保険分

被保険者の所得
×税率(与論町5.38)%

後期高齢者支援金分

被保険者の所得
×税率(与論町3.50)%

介護保険分

(40歳以上65歳未満の人)

被保険者の所得
×税率(与論町2.56)%

資産割

世帯の被保険者の資産に応じて計算

与論町資産割率なし

与論町資産割率なし

与論町資産割率なし

均等割

世帯の被保険者数に応じて計算

均等割額(与論町21,000円)×被保険者数

均等割額(与論町12,000円)×被保険者数

均等割額(与論町12,000円)×被保険者数

平等割

1世帯にいくらずと計算

平等割額(14,000円)

平等割額(8,000円)

平等割額(6,100円)

所得の申告は忘れずに！

所得の申告は、保険税を決めるときだけでなく、お医者さんにかかるときの自己負担割合や自己負担限度額などを決めるためにも必要です。忘れずに正しく申告しましょう。所得がない人も申告が必要です。

与論町役場 税務課 国民健康保険税係 福永 TEL 0997-97-3133

※ 児童扶養手当及びひとり親家庭医療費助成支援事業を受けている方へ

8月分以降の「児童扶養手当」及び「ひとり親家庭医療費助成」を受けるには
現況届が必要です！

児童扶養手当は、ひとり親及び父又は母が身体などに重度の障害がある児童の母又は父、あるいは母又は父に代わってその児童を養育している方に対し、児童の健やかな成長を願って支給される制度です。

ひとり親家庭医療費助成制度は、母子・父子家庭等の方々の生活の安定と健康の保持増進を図るために、ひとり親やその子ども、あるいは両親がいない子どもを養育している人が病院などで診察を受けた際に、健康保険の自己負担分の一部を助成する制度です。ひとり親家庭において18歳に到達して最初の3月31日までの間の子どものいる場合（一定の障害がある児童は20歳未満まで）と、その父又は母が対象となります。

現況届は、毎年8月1日における児童扶養手当とひとり親家庭医療費助成の受給資格の確認と所得による手当額を決定する大事な届出です。

【書類の提出期間】

令和6年8月5日(月)～
令和6年8月23日(金)

◆ 注 意 ◆
提出がない場合、8月分以降の手当や助成が受けられなくなりますのでご注意ください。

【現況届に必要な添付書類等】

- ◆ 印鑑
- ◆ 児童扶養手当証書
- ◆ ひとり親家庭医療受給資格者証
- ◆ 保険証(ご家族全員分)・雇用証明書
- ※ その他、必要に応じて提出する書類があります。



【提出先・問合せ先】
与論町役場 町民生活課
児童扶養手当担当 光
ひとり親家庭医療助成担当 杉田
電話：0997-97-4930

《与論町営定住促進住宅の入居者を募集します》

移住定住の促進、ふるさと留学生の受け入れ促進を目的として、与論町営定住促進住宅への入居者を募集いたします。**※現在町外に居住している方向けの募集になります。**

＜建物の情報＞

名称	与論町営定住促進住宅(サンセット江ヶ島)
位置	鹿児島県大島郡与論町立長296番地1（旧九電社宅）
構造	鉄筋コンクリート3階建
戸数	6戸（戸当り床面積 61.94㎡）
間取り	3DK（6畳2部屋、4畳半1部屋、浴室、洗面所、トイレ、バルコニー）
駐車場	あり
家賃	35,000円／月
共益費	2,000円／月
敷金	70,000円
入居期間	入居開始日から原則2年間

＜募集内容＞

- ・募集戸数 1戸（1階102号室）
- ・募集締切 令和6年8月16日（金） 必着
- ・入居者の決定方法 抽選

＜入居資格（以下のいずれかに該当する方）＞

- ・与論町に永く居住する意志をもって島外から移住しようとする方で、現に同居している又は同居しようとする親族がある方
- ・ふるさと留学生制度で与論町の中学校高校へ入学を希望される方

＜必要書類＞

- ・入居申込書（総務企画課での受け取り。または、ホームページからダウンロード）
- ・住民票
- ・納税証明書

＜申込先並びに問合せ先＞

- ・与論町総務企画課 0997-97-3111 担当：北村
- ・与論町公式ホームページ（<http://www.yoron.jp>）にも掲載しておりますので、ご覧ください。

《介護保険料の基準額と所得段階が変わりました》

与論町介護保険料基準月額：6,300円



《基準額とは》

- ・各所得段階において介護保険料を決める基準となる金額のことです。
- ・市区町村ごとに介護保険サービスに必要な額と65歳以上の人数に応じて決められます。

◆ 介護保険料は基準額をもとに決められます ◆

基準額
(年額)

=

与論町で
介護給付に
係る費用

×

65歳以上の
人の負担分
(23%)

÷

与論町の
65歳以上
の人数

徴収方法

- ・特別徴収・・・年金からの自動引き落とし
- ・普通徴収・・・同封の納付書にて町内金融機関、または役場窓口でお支払いください
(口座振替の方は指定の口座から引き落とされますので納付書はありません)

所得段階 保険料率	対 象 者	年額保険料 (月額保険料)
第1段階 基準額×0.285	●生活保護を受給している人 ●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	21,550円 (1,795円)
第2段階 基準額×0.485	●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	36,670円 (3,055円)
第3段階 基準額×0.685	●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の人	51,790円 (4,315円)
第4段階 基準額×0.9	●世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	68,040円 (5,670円)
第5段階 基準額	●世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、第4段階以外の人	75,600円 (6,300円)
第6段階 基準額×1.2	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	90,720円 (7,560円)
第7段階 基準額×1.3	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	98,280円 (8,190円)
第8段階 基準額×1.5	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	113,400円 (9,450円)
第9段階 基準額×1.7	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	128,520円 (10,710円)
第10段階 基準額×1.9	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	143,640円 (11,970円)
第11段階 基準額×2.1	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	158,760円 (13,230円)
第12段階 基準額×2.3	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	173,880円 (14,490円)
第13段階 基準額×2.4	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人	181,440円 (15,120円)

65歳以上の皆さんに介護保険料納入通知書を送付しています。
お支払い方法は納入通知書の「徴収方法」欄をご確認ください。

※金融機関及び役場窓口でのお支払は午後3時までです。なお気を付けてください。

ご不明な点等ございましたら健康長寿課までお問い合わせください。
【健康長寿課 介護保険係（担当：栲山） Tel：0997-97-4992】

ハンセン病 元患者のご家族へ



～対象となる方々に「補償金」を支給します。
秘密は守られます。～

- 秘密は守られますので、まずは、お電話でご相談ください。
- この補償金は、法に基づき、ハンセン病元患者家族の被った精神的苦痛を慰謝するためのものです。

対象者	(ア) 配偶者 (事実婚も含む) (イ) 親、子 (ウ) 親・子の配偶者及び 配偶者の親・子等	補償金額 180 万円
	(エ) 兄弟姉妹 (オ) 祖父母・孫 (カ) 祖父母・兄弟姉妹・孫の 配偶者及び配偶者の祖父母・ 兄弟姉妹・孫等 (キ) 曾祖父母、ひ孫、おじ、 おば、おい、めい	補償金額 130 万円

※ 平成8年（1996年）3月31日までの間に、「ハンセン病の発病歴・国内等居住歴のある方」と上記関係にあったことがあり、現在、生存されている方が対象です。また、同居など一定の要件が必要な場合があります。

厚生労働省補償金相談窓口

電話番号 **03-3595-2262**



受付時間 10:00～16:00 (月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。)

請求期限は、**令和11年（2029年）11月21日まで**

ハンセン病問題を正しく理解し、
偏見や差別のない社会の実現を目指しましょう。

ハンセン病 厚労省 検索

令和6年度 特定健診（厚生連健診）日程等のお知らせ

胃がん検診（バリウム使用74歳まで）・前立腺がん検査・腹部超音波検査・胃がんリスク検査・心不全リスク検査・肝炎検査・歯科検診（8月のみ実施）・肺がんCT検査（8月のみ実施）・頸動脈エコー検査・大腸がん検査の検体回収も実施します！ ※頸動脈エコー検査・肺がんCT・大腸がん検査の予約期間は終了していますが、ご希望の方は保健センターまでご相談ください。

特定健診（厚生連健診）

健診日	受付時間 (前)	対象	受付時間 (後)	対象 集落等	対象 年齢	肺がん CT	歯科 検診	頸動脈 エコー検査	場所
8月3日(土)	7:00～7:30	事業所 事業所国保	7:30～9:00	立長・城・朝戸	68 歳 以下	○	7:30～ 9:30	13:30～ 14:30	砂 美 地 来 館
8月4日(日)	7:00～7:30	事業所 事業所国保	7:30～9:00	古里・叶・那間		○	×	13:30～ 14:30	
8月5日(月)	7:00～7:30	事業所 事業所国保	7:30～9:00	茶花①		○	7:30～ 9:30	13:30～ 14:30	
8月6日(火)	7:00～7:30	事業所 事業所国保	7:30～9:00	西区・東区・茶花②		○	7:30～ 9:30	13:30～ 14:30	
8月7日(水)	7:00～8:30	事業所 事業所国保	7:30～8:30	未受診者	69 歳 以 上	○	7:30～ 8:30	×	
10月4日(金)	7:00～7:30	事業所 事業所国保	7:30～9:00	与論・茶花校区		×	×	13:30～ 14:30	
10月5日(土)	7:00～7:30	事業所 事業所国保	7:30～9:00	那間・茶花校区		×	×	13:30～ 14:30	
10月6日(日)	7:00～8:30	事業所 事業所国保	7:30～8:30	未受診者		×	×	×	



最終日の受付終了時間は8:30となります。

受診を希望されている方は、お間違えのないようにお気を付けください。

健(検)診料金表

※年齢基準日：令和7年4月1日

健(検)診名		自己負担額	料金設定年齢・等	
基本健診(特定健診・事業所健診等)		無料	40歳から	問診・尿検査・身体計測・腹囲測定・血液検査・心電図検査等
オ プ シ ョ ン 検 査	腹部超音波検査	700円	40歳から	超音波検査
	前立腺がん検査	1,900円	50歳未満	血液検査
		400円	50歳以上	
	肝炎ウイルス検査 (B型)	400円	下記年齢外	血液検査
		無料	40歳から5歳ごと、75歳以上	
	肝炎ウイルス検査 (C型)	1,800円	下記年齢外	血液検査
		無料	40歳から5歳ごと、75歳以上	
	胃がんリスク検査 (ピロリ菌・胃萎縮度検査)	3,300円	ピロリ菌除菌したことがない方・胃切除後ではない方・腎不全ではない方・2か月以内に胃薬を服用していない方	血液検査
	心不全リスク検査	3,000円	基本健診を受診した方	血液検査
	歯科検診	無料	歯科検診を希望する方 受付時間 7:30～9:30	歯周病検査
	胃がん検診(バリウム使用)	1,000円	40歳から74歳まで	胃部レントゲン検査
	大腸がん検査 (要予約)	300円	40歳から	便潜血
		無料	75歳以上	反応検査
	頸動脈エコー検査(要予約)	4,200円	40歳以上で検査を希望する方	超音波検査
肺がんCT検査(要予約)		8,200円	検査を希望する方	低線量CT検査

【問い合わせ・申込み先】与論町保健センター TEL0997-97-5105

令和6年8月・9月期 与論町ごみ収集計画表

8月		可燃ごみ	缶	PTボトル	ビン 不燃ごみ
					
1日	木		茶花	与論	与論
2日	金	那間	与論		
3日	土	街道			
4日	日				
5日	月	街道	茶花		
6日	火	那間	与論	茶花	茶花
7日	水	街道		那間	那間
8日	木		茶花	与論	
9日	金	那間	与論		
10日	土	街道			
11日	日				
12日	月	街道	茶花		
13日	火	那間	与論	茶花	
14日	水	街道		那間	茶花
15日	木		茶花	与論	与論
16日	金	那間	与論		那間
17日	土	街道			
18日	日				
19日	月	街道	茶花		
20日	火	那間	与論	茶花	茶花
21日	水	街道		那間	那間
22日	木		茶花	与論	
23日	金	那間	与論		与論
24日	土	街道			
25日	日				
26日	月	街道	茶花		
27日	火	那間	与論	茶花	
28日	水	街道		那間	
29日	木		茶花	与論	
30日	金	那間	与論		
31日	土	街道			

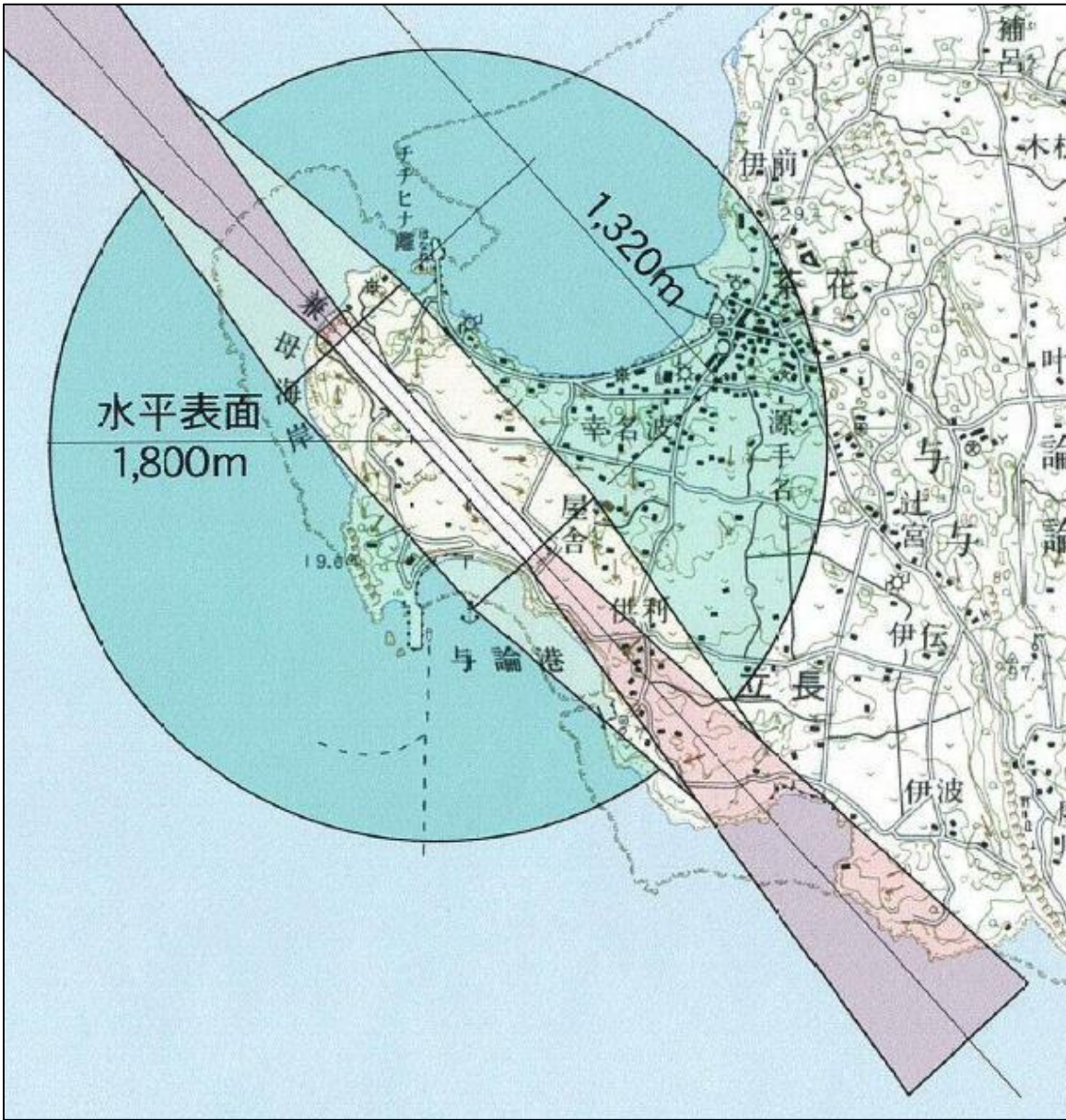
9月		可燃ごみ	缶	PTボトル	ビン 不燃ごみ
					
1日	日				
2日	月	街道	茶花		
3日	火	那間	与論	茶花	茶花
4日	水	街道		那間	那間
5日	木		茶花	与論	与論
6日	金	那間	与論		
7日	土	街道			
8日	日				
9日	月	街道	茶花		
10日	火	那間	与論	茶花	
11日	水	街道		那間	茶花
12日	木		茶花	与論	
13日	金	那間	与論		
14日	土	街道			
15日	日				
16日	月	街道	茶花		
17日	火	那間	与論	茶花	茶花
18日	水	街道		那間	那間
19日	木		茶花	与論	与論
20日	金	那間	与論		那間
21日	土	街道			
22日	日				
23日	月	街道	茶花		
24日	火	那間	与論	茶花	
25日	水	街道		那間	
26日	木		茶花	与論	
27日	金	那間	与論		与論
28日	土	街道			
29日	日				
30日	月	街道	茶花		

空港周辺の建造物の設置や工事には
鹿児島県の『承認』が必要です

空港周辺での **建物などの設置** や **クレーンなどの工事関係車両の使用** には
航空機が安全に離発着が行えるよう、航空法にて **高さの制限** が設けられています。

基準を満たしているか判断するために **事前に** 鹿児島県に届出をお願いします。
制限の高さに近接する場合、設置の承認申請を行っていただき、承認を得る必要があります。

※ この高さは、設置予定地の位置や標高などによって異なります。
※ 承認には時間がかかることがありますので、余裕を持った手続きをお願いします。



町民のみなさまのご理解とご協力をよろしくお願い致します。

■ お問い合わせ先 ■ 鹿児島県大島支庁沖永良部事務所 0997-92-1632
与論空港管理事務所 0997-97-3465

★収集日の朝8時30分までに所定のごみステーションへ当日出してください。
収集日以外の日にはビン、缶、ペットボトル等を出しても回収しません。

物価高騰対応重点支援給付金

新たな住民税非課税または住民税均等割のみ課税世帯（子ども加算）のご案内

■ 令和6年度に新たに住民税非課税・均等割のみ課税世帯

- 令和6年度住民税が新たに非課税または住民税均等割のみ課税になった世帯が対象です。

1世帯あたり10万円(18歳以下の子ども1人当たり5万円を加算します。)

対象世帯は、**令和6年6月3日**時点で与論町に住民登録のある世帯です。

※非課税世帯(7万円)と均等割のみ課税世帯(10万円)の給付を既に受けた世帯は対象外です。

給付金の支給金額

1世帯あたり**10万円**
子ども1人あたり5万円を加算

給付金の支給時期

確認書を受理後、9月中旬から支給を開始します。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯(①～②のいずれかにあてはまる世帯)

- ①世帯全員が令和6年度「住民税均等割のみ課税」の世帯
- ②世帯全員が令和6年度「住民税均等割のみ課税と住民税非課税世帯」の方で構成されている世帯

※世帯全員が「住民税が課税されている方」の扶養親族である場合は、対象外です。

I 世帯の全員が令和6年1月1日時点で与論町に住民登録されている場合は、与論町から「確認書」を8月上旬に送付します。

II 令和6年1月2日以降に与論町に転入された方がいる場合は申請が必要です。

確認書を返送ください

与論町役場へ
問合せください

返送期限：令和6年11月29日(金)

給付金の支給手続き

I 世帯の全ての方が、令和6年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- ・対象となる世帯には、与論町から給付内容や確認事項が書かれた「確認書」が届きます。
- ・中身を確認して、同封の封筒で返信してください。

【確認事項】

- ①支給要件の確認欄のチェックが入っているか
 - ②給付金の支給口座の口座情報に誤りがないか、添付書類は揃っているか。
- ※支給予定口座には、与論町に登録がある口座情報を(一律給付金や児童手当口座等)記載していますが、口座情報を把握できていない世帯主については、口座欄が空白となっています。口座欄を記載の上、「通帳の写し」と「本人確認書類」を添付してください。

II 世帯の中に、令和6年1月2日以降に転入した方や、未申告の方がいる場合

- ・給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ・申請に必要な書類がありますので、与論町役場総務企画課にお越しください。

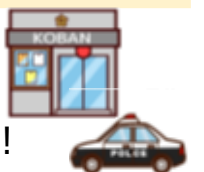
■ 子ども加算について

18歳以下(平成18年4月2日以降)の児童がいる支給対象世帯には、子ども加算(児童1人あたり5万円)を支給します。

- ・令和6年度住民税非課税世帯
- ・令和6年度住民税均等割のみ課税世帯



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

与論町役場 総務企画課

☎ 0997-97-3111 平日8:30~17:15